

## 農業委員会はこんな活動をしています

～ 頑張っています！農業委員・農地利用最適化推進委員 ～

### 農業委員会の役割は？

農業委員会は、市町村に設置される行政委員会です。  
主に次のような業務を行っています。



#### 農地法に基づく許認可など (法令業務)

- ・ 農地の売買や賃借の許認可
- ・ 農地転用に関する事務
- ・ 遊休農地の現地調査、指導



#### 農地利用の最適化の業務

- ・ 担い手への農地の集積、集約
- ・ 遊休農地の発生防止、解消
- ・ 新規就農、新規参入の促進



#### 農業に関する情報提供

- ・ 農業者年金の加入推進
- ・ 全国農業新聞の普及活動
- ・ 農業簿記や青色申告の普及



【農業委員会総会 開催の様子】

※毎月開催される農業委員会総会で、農地の権利移動など様々な審議を行っています。

地域の農地利用を通じて、地域づくりに貢献するのが  
農業委員会の役割です。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111 (内線 721, 722, 723)



## 農地に関するよくある質問



農地の取得（3条申請）や転用申請はいつまでにしたらよいですか？



各種申請書の提出は、毎月月末を締め切りとしています。

農地法の規定による許可申請は、毎月25日（25日が休日の場合はその前後の開庁日）に開催する総会で審議します。

申請に基づき、書類の審査や現地確認調査も行いますので、申請書提出は毎月月末締め切りでお願いしています。月末までに提出された申請は、翌月25日の総会で審議されることとなります。（※月末が休日の場合は、直前の開庁日が締め切りです。）

## ⚠ 農作業中の駐車について ⚠

収穫期などの繁忙期になると、道路に大型トラックや複数台の車を長時間駐車して農作業をしている状況が見受けられます。

農道などについても、一般の方の交通にも利用されており、路上駐車などの行為は他の車両等の通行の妨げになる場合があります。

農道は、他の国道、県道等と同じように道路交通法の適用を受ける道路になりますので、標識等に従い農作業の際はほ場内に駐車するなど、交通の妨げとならないよう十分注意しましょう。



## 農用地あっせん情報

令和4年9月26日委員会承認

| 所在                    | 地目 |    | 面積(m <sup>2</sup> )        | 希望内容 |
|-----------------------|----|----|----------------------------|------|
|                       | 登記 | 現況 |                            |      |
| 十二町字向吉ノ前              | 畑  | 畑  | 414                        | 売渡   |
| 山川成川字西大峯後             | 畑  | 畑  | 2,672                      | 売渡   |
| 温湯地区（温泉病院付近 畑かん外地区 可） | 畑  | 畑  | 3,000                      | 借受   |
| 山川福元地区（畑かん外地区 可）      | 畑  | 畑  | 3,000                      | 借受   |
| 山川小川地区（畑かん外地区 可）      | 畑  | 畑  | 3,000 m <sup>2</sup> の農地1筆 | 買受   |

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111  
(内線721, 722, 723)